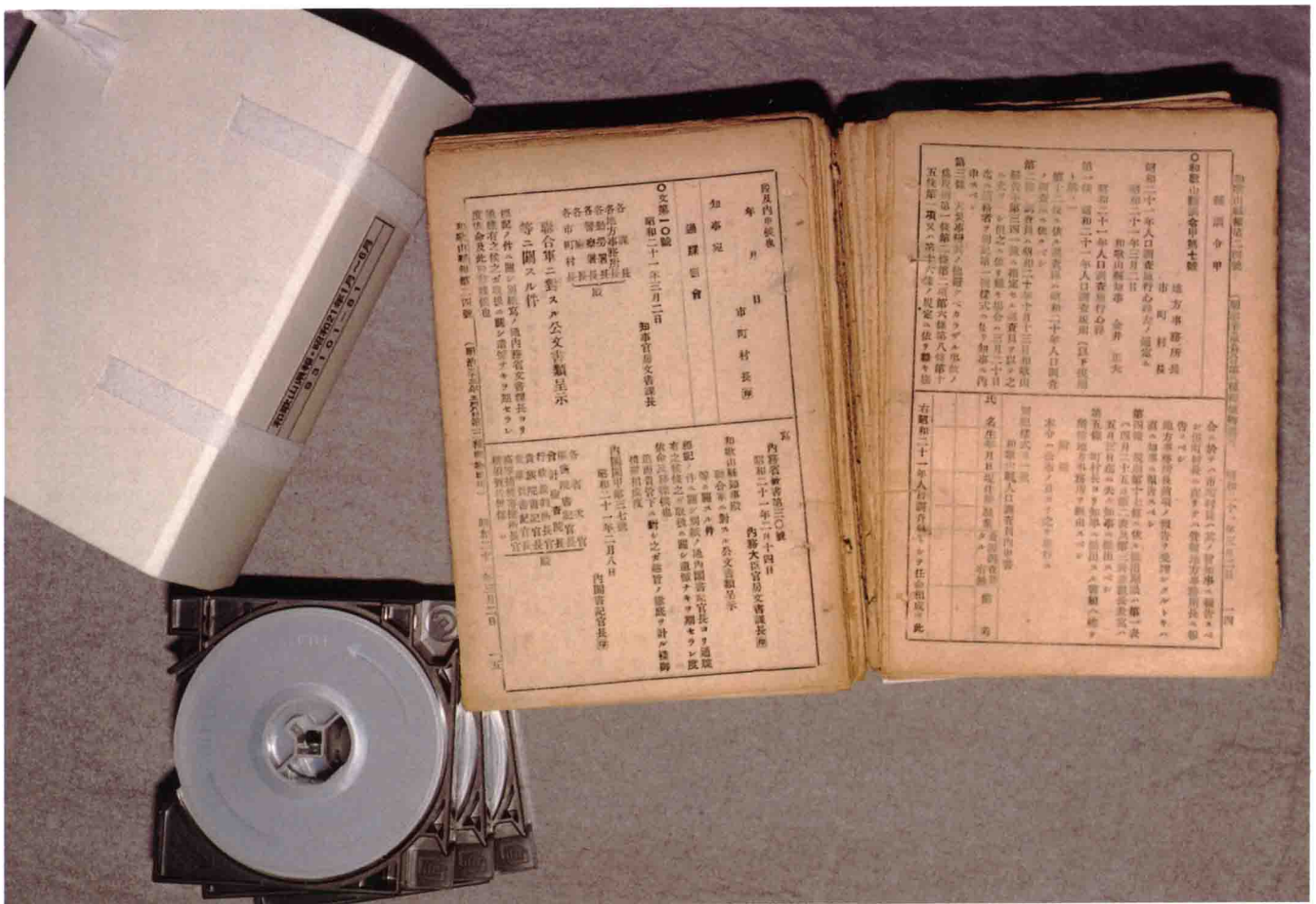


和歌山県立  
もんじょかん  
文書館だより 第7号  
平成12年9月



『和歌山県報』等をマイクロフィルム化しました。

今回マイクロ化された資料は、明治11（一八七八）年から同29年分までの『和歌山県勤業年報』と明治33（一九〇〇）年4月から昭和52年12月までの『和歌山県報』、明治30年度から昭和28（一九五三）年度までの『和歌山県統計書』です。これらの資料は、作成当時の県政や県内各地（当時の市町村）の状況を知る上で大変重要な資料で、これまでも多くの方々にご利用いただきました。しかし、紙の劣化が大変はげしく、このままでは長期にわたる保存・利用がむずかしくなってきました。マイクロフィルムにすることで、今後はこちらを利用していたいただき、原本は中性紙紙で包み、より良い環境で長期保存することになったのです。

（写真右は昭和21年3月の『県報』の原本。第二次世界大戦末期から戦後の頃は特に紙質が悪く劣化が進み傷んでいます。左下はこのマイクロフィルム。左上は原本保存用の中性紙紙。）

目次

- 1 県報のマイクロ化の紹介……………1
- 2 収蔵資料の紹介⑥「江戸時代の手紙」……………2
- 3 目録の紹介……………3
- 4 民間所在資料保存状況調査はじまる……………4
- 5 県史コーナー「観光地新和歌浦の発展」……………5
- 6 文書館運営協議会開催される……………6
- 7 「公文書館を巡る新しい法制度の枠組み」について  
古文書講座を開講……………7
- 8 平成12年度（10月～3月）事業のお知らせ  
刊行物の紹介・文書館の利用案内……………8

収蔵資料の紹介⑥

江戸時代の手紙 (川口家文書より)

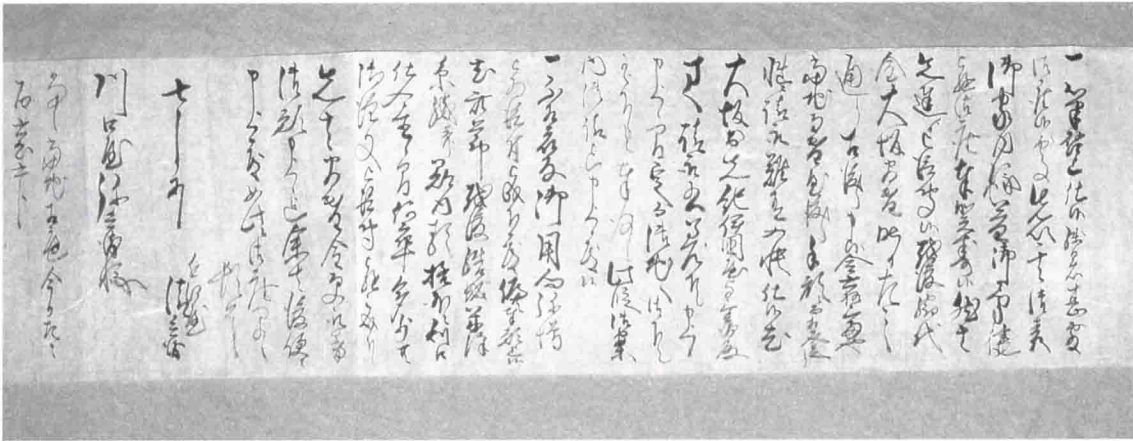


写真1

これは江戸時代末期(約一四〇〇年ほど前)に、大坂の商人が湯浅の商人川口屋弥兵衛さんに出した手紙(書状)です。手紙と言ってもこれは商売(呉服の卸や仕入)に関する文書で、この当時は様々な情報の伝達手段として、手紙のやりとりが頻繁におこなわれていたのです。

昔の手紙には決まった書式がありません。それはお互いの関係や身分、手紙の種類や内容によっても違うのですが、ここでは写真1の資料を使って、一般人の手紙の一例をご紹介します。

①書き出し(「一筆啓上仕候」写真一行目) ②時候の挨拶(「残暑甚敷御座候処」一行目中) ③相手の無事を問う喜ぶ(「先以其御表御家内様益御勇健被遊御座奉賀寿候」二行目中) ④自分の無事を知らせる(「こ

こには出てきませんが「次二当方無事罷過候」など)。ここまでが「前文」で、相手との関係や季節などによって使う文言や書体が変わりますが、この①④をはじめに書くことが決まりとなっています。

⑤主文(本文)が来ます。ここでは「然者」(四行目下)以下の文章がそれにあたり、商品代金六三両を為替で受け取ったこと、受取書を紀伊国屋経由で送ったこと、またの商品注文を願う旨などが書かれています。主

文はたいいていの場合「然者」から書き始められていることが多いので、昔の手紙を見て用件(なぜ書かれたか)を知りたい場合は、ここから後ろの文章に注目します。本文の最後は資料では「如此二御座(候)二三行目中」の文言で終わっていますが、これもよく使われる語です。その後ろに⑥書き留め(結語として「早々頓首」二三行目下)、ほかにも「恐惶謹言」「敬具」等いろいろな語が使われます)が書かれます。ここで文章が終了し、最後に⑦日付(「七月五日」このよう

な手紙の場合、元号や年は書かれませんが、⑧差し出し(「近江屋清兵衛」日付け下)あて名(「川口屋弥兵衛様」日付け横、これはお互いの関係によって書く位置「高いほど目上」や敬称が違います)。その後、場合によっては⑨書き足し(「追伸として「尚々…」などではじまる文、後ろ二行目)、ここではこの日の大坂の金相場「百六匁六分」が付されていますが、これは手紙のはじめ(袖)の部分に書かれていることも多いです。

このような長い紙に書かれた手紙は、書き終えると末尾から巻き取り、それを押さえて折り目を付け(平らにし)、封をして送りました。

封の方法も様々ですが、写真2(写真1の封紙が残っていないので同様の別資料です。また写真では見やすいように広げてありますが、もともとは写真左側が表で右側は裏にあたる部分です。)では縦幅が同じ別紙(本紙と同じ紙であろう)を巻いて封紙に使っています。表には上

にあて所とあて名(「南紀湯浅 川口屋弥兵衛様」)、下に差し出し人名(「きの国屋 仁兵衛」)、あて名の左に脇付け(儀礼的にあて名左下に付されることが多いです。ここでは「無異急用」とあります)が書かれています。また飛脚屋の印(「大坂)三(郷)堂島美濃太」と飛脚賃受け取り済みを示す印が押されています。裏には月日(六月廿六日)と差し出し地(「自大坂」)が書かれ、ノリ付け部分に書封「メ」と封印があります。

墨で書かれた昔の手紙は、文字が読みにくい上に(ここに紹介したものは字がきれいでとても読みやすいです。普通はもっとくずした文字で書かれていることが多いです)、お互いにわかっていることは省略されている(書かれていない)場合も多く、読解するのは大変です。また、せっかく読んでみても単なるお礼状であることもよくあります。しかし時には当時の世相や歴史的現象など、興味深いことが書かれ、大発見につながる場合もあるのです。

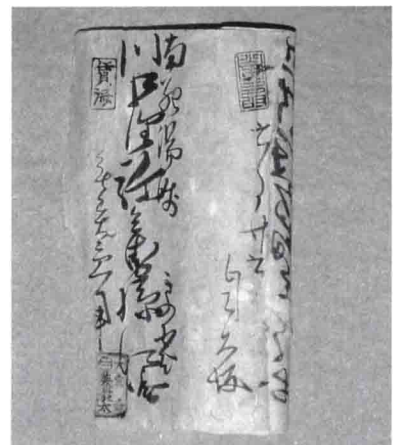


写真2

# 『収蔵史料目録四 移管資料目録』 刊行

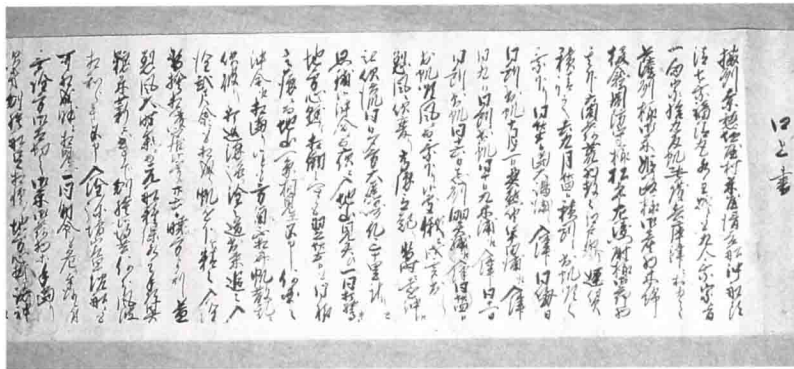
収蔵史料目録四が刊行されました。本巻には、平成5（一九九三）年の県立文書館開館時に県立図書館と県史編さん班から移管をうけた文書資料約二一六五点をおさめました。これらの資料は、出所や作成時期・内容とも多岐にわたります。



紀州藩藩庁文書（右「跡目調」、左「附込帳頭書」）  
丙番

そこで「県立図書館移管資料」と「県史編さん班移管資料」は、その出所により紀州藩・県庁と町方・地方に分け、町方・地方文書はさらに現行市町村ごとにまとめて掲載しました。「龍王神社文書」は、県史編さん班が保管していた資料で、今回あらためて文書館への寄託契約を所蔵者と結びました。「和歌山県史七」は文書館に寄贈いただいた資料です。

この目録に含まれる文書資料は本当に多種多様であり、ひとことでは紹介しきれませんが、①今までその存在をあまり知られていなかった紀州藩資料が二六〇点余含まれていました。これは主に江戸時代後期から明治初期の藩の人事関係にかかわるものなどで、今後の紀州藩研究の重要な資料となることでしょう。ただし破損が大変ひどく、半数近くのものには修理をしなければ利用していただけない状態です。②検地帳・名寄帳など地域の土地に関する台帳、しかも慶長や元禄期作成のものやその写しが多く、これは近



「口上書（文久2）（難破船積荷始末済みにつき浦証文申請の船中荷主連印書）大島浦役人あて」  
9172番

世の村を研究する上で大変重要な資料です。また、「御用留」等近世村支配や村経営に関するものも多く見られます。③近現代の地域の役場文書や商家文書も多数あります。これらは、当時の地域行政や

産業経済の研究資料となっていくことでしょう。  
この目録に掲載されている文書資料の出所は、県内全域にわたっています（表1）ので、多方面の研究に利用していただけると思います。なお、この目録は文書館をはじめ県の各施設と、県内各市町村図書館・教育委員会・博物館資料館等に配布しています。



右「名寄帳（元禄11）」、左「御検地帳写」野田村乙番

資料出所地域	概数(点)
紀州藩	267
田辺藩	2
和歌山県庁	150
紀伊国・県域内	3
和歌山市	91
海南市	43
下津町	5
野上町	5
美里町	26
旧那賀郡域	5
打田町	76
那賀町	11
桃山町	12
岩出町	203
橋本市	4
かつらぎ町	4
九度山町	2
高野町	17
旧有田郡域	16
有田市	104
湯浅町	98
広川町	5
吉備町	114
金屋町	90
清水町	23
旧日高郡域	1
御坊市	59
美浜町	249
日高町	165
由良町	45
川辺町	1
中津村	116
龍神村	2
印南町	3
新宮市	2
串本町	3
那智勝浦町	32
古座町	1
本宮市	4
北山村	4
他府県域	19
不明	8

表1. 『目録四』所収資料出所

# 民間所在資料保存状況調査はじまる

## 民間所在資料調査員会議の開催

文書館では、平成9年度から三年間のモデル事業として海南市・海草郡、新宮市・東牟婁郡の一・二市町村を対象地域に「地域史料保存事業」を行ってきました。この事業は、各市町村におかれた調査員が、旧家や寺社等に所蔵されている文書・記録等の資料の所在や保存状況を確認する調査でした。

今年度からは、事業名を「民間所在資料保存状況調査」と改め、平成12・13年



第1回民間所在資料調査員会議

度は那賀郡、田辺市・西牟婁郡の一四市町村を調査区域として同様の調査を行うことになり、すでに各市町村の「民間所在資料調査員」が調査を開始しています。

「民間所在資料調査員」は、調査区域の各市町村から一名ずつ、地域の実情に詳しい方を地元市町村から推薦していただき、文書館長が依頼していただいた方々です。6月28日(水)、きのくに志学館二階講義研修室で、第一回民間所在資料調査員会議が開かれ、調査員に選ばれた一四名に依頼状と調査員証が交付されました。ついで、文書館担当者から調査の対象や方法などについて説明があり、質疑応答が行われました。会議終了後には調査員に文書館施設を見学していただき、文書館について理解を深めていただきました。

この会議の後、各調査員の方々にはそれぞれの市町村で調査を開始していただいています。今後も資料の取り扱いや保存方法等について、文書館の考え方を知っていただくための研修を、年一回行う予定です。

### 調査の目的

この調査は、文書館が資料を収集するための調査ではありません。各地に伝えられた文書・記録等は、その地域のあゆみを物語る貴重な資料です。文書館では、県内各地の旧家や寺社等の民間に伝えら

れたこれらの資料を、今後も現在と同じように、現地で保存していくことを目指しています。本調査の目的も、各地に伝えられた資料の所在や保存状況を調査し、情報を地元と文書館が共有することにあります。平成14年度以降も調査地域を替えて、いずれは県下全域の情報を蓄積させたいと考えています。

調査員は担当地域を継続的に調査し、資料の所蔵者名や連絡先、資料の保存状況等の把握にとめるとともに、資料保存について現地で継続的な指導・援助を行うという、重要な役割を担っています。

なお、調査は古文書に限定したのではなく、明治から平成にいたる近現代の文書・記録等も対象としています。それらも古文書と同様、地域のあゆみを残す貴重な資料にちがいないからです。

### 調査の実施方法

調査は、調査員が所蔵者を訪問し、お名前や住所・電話番号を確認した上で、資料を保管している場所や容器などについてお話をうかがいます。所蔵者からの聞き取りが中心で、資料の解読や整理は行いません。文書館は、虫やカビの害を防止し、資料を良好な状態で保存するために、必要に応じて指導や援助を行う予定です。

なお、この調査の際に、文書館または調査員が資料をお預かりすることはありません。また、調査員は調査員証を携行しておりますので、必要に応じて御確認ください。



文書館長から調査員の方へ依頼状の交付

平成12年度の民間所在資料調査員は次の方々です。調査にお邪魔いたしました際には、御協力よろしくお願ひします。

- ・ 貴志川町 児玉 順彦
- ・ 粉河町 増田 博
- ・ 岩出町 村田 教
- ・ 那賀町 田嶋 一男
- ・ 打田町 壺井 公彦
- ・ 桃山町 西 宗紀
- ・ 田辺市 岸 彰則
- ・ 大塔村 洞口 久善
- ・ 中辺路町 池田 裕之
- ・ 串本町 中橋 謙
- ・ すさみ町 仲 邦和
- ・ 上富田町 谷本 圭司
- ・ 白浜町 寫 清治
- ・ 日置川町 水原 明美

(以上敬称略)

県史コーナー

和歌山県史「近現代1」より

—観光地新和歌浦の発展—



新和歌浦

和歌山県史「近現代1」に、海運の整備等に伴って、明治末期から和歌浦町が観光地として発展してきたことが記されています。昭和30年代には関西の奥座敷としてピークを迎えた観光地新和歌浦の出発点を振り返って見ましよう。

○大実業家森田庄兵衛による新和歌浦の開発

和歌浦の地は片男波をはじめとした美しい自然景観や東照宮などの史跡に恵まれています。新和歌浦開発の功労者といわれる森田庄兵衛が、明治42年ころから、この地の開発に取り組み、観光地としてにぎわってきたところではありませんでした。

森田庄兵衛は、明治末期から大正にかけて、新和歌浦の山林を買収し、観光施設を設置するとともに、狭かった里道を車道に改修し、雑賀崎へのトンネルを通

すなど観光地としての基盤整備に努めました。

実業家として、銀行・酒造業等多くの事業を手がけてきた森田庄兵衛がこの時期、新和歌浦開発に乗り出したのは、当然それなりの成算があつたことだと思われまます。ボランティアではないのだから、単に景色がいいからと、私財をなげうって観光開発したのではなく、当時の和歌浦を取り巻く様々な社会経済情勢を詳細に分析し、投資効果を十分見極めた後、大規模開発事業に取り組んだのです。

観光地として成立し、発展する要素としては、①美しい自然景観、著名な史跡や神社・仏閣、温泉等の存在、②交通の便、③受入側の人的資源や施設の整備状況等様々な要素が考えられます。

もとより、新和歌浦には温泉はありませんが、①の要素はほぼ満たしており、また、和歌浦町中心部から近く、和歌山市にも隣接しており、③の前半も満たしています。

②の交通の便は個人の力では対応は困難ですが、あとでふれるように、この時期交通面で大きな変化がおこりました。

結局、森田庄兵衛が、直接取り組まねばならなかった事業は、③の後半部分だけであり、今から考えても、決して無理な計画でも、無謀な試みでもありませんでした。

とはいえ、当時の一年間の県予算にも匹敵する一〇〇万円を要したといわれる膨大な資本投下には、いかに大実業家森田庄兵衛にとつても大変な勇気と決断が

いったことでしょうか。

○新和歌浦の交通基盤の整備

明治も半ばになると、しだいに鉄道網が整備され、旅客輸送の中心は海運から鉄道に移行しつつありましたが、いまだ紀勢線に手がつけられていない和歌山県では、まだまだ海上交通が重要な交通手段でした。

こうい時代にあつて、明治45年3月、当時紀州航路を独占していた大阪商船株式会社和歌山市域の寄港地が和歌山市青岸の和歌山港から和歌浦港に切り替えられたことは、重大な意味をもちました。

新和歌浦が大坂方面から和歌山市への海の玄関口になったわけですが、和歌山港が紀ノ川からの土砂でしだいに浅くなってきたため、一六〇〇トン級の大型汽船の寄港が困難となったことが原因です。

この時期をさかいに、和歌浦海岸には、県財政から多額の港湾補修費が支出されるようになりました。

また、大正2年には和歌浦口・新和歌浦間の市街電車も開通し、その結果、和歌山市駅で南海線・和歌山線ともつながったことになりました。

なお、自動車は大正2年に初めて県内に3台登場したばかりであり、市街電車(路面電車)といつても、渋滞にまきこまれるようなことはなく、時間どおり運行する大変便利な乗り物でした。

それまで交通の便の悪かった新和歌浦の地は、こうして短期間で陸・海・交通の要衝に生まれ変わりました。

鉄道や銀行経営にも参画していた貴族院多額納税議員森田庄兵衛にとつては、

このことの重要性が十分認識できたでありましよう。新和歌浦における大規模リゾート開発も交通条件の劇的な変化があつて初めて現実のものになったと言えるでしょう。

つぎに、和歌山県史「近現代1」などにより、新和歌浦の交通に関する記録を示しておきます。

○和歌浦・紀三井寺間道路改修

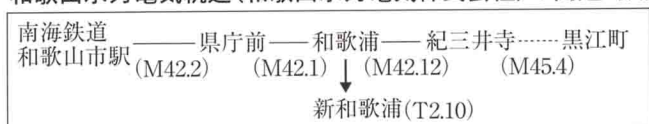
県が、市街電車を敷設中の和歌山水力電気株式会社(株)の請願により、この区間の道路改修(鉄橋架設を含む)を実施、竣成は明治42年8月23日。工事は六万円余(県費二万円、和歌山水力の寄付金四万円)で、うち五万円は鉄橋架設費でした。

この工事により、私設有料だった木製の旭橋が路面電車を含む鉄橋となり、県道と歌紀三井寺街道として、県の南北をつなぐ大動脈に生まれ変わりました。

○和歌浦港の乗船客数

明治の終わりから大正期にかけての大阪商船株式会社の紀州航路は、大阪名古屋線、大阪勝浦線(大阪三輪崎急行線)、大阪田辺線の三線で、和歌浦・御坊・田辺・串本・勝浦の各港が主要な寄港地でした。なかでも和歌浦港は大正期を通じて県内の乗下船客数は第一位でした。大阪・和歌山の運行時間は鉄道の2時

和歌山水力電気軌道(和歌山水力電気株式会社)の開通時期



間に対して、汽船では約5時間かかり、便数もひと桁違うなど、海運と鉄道の輸送能力には大きな差があったとはいえ、ピーク時の大正9年には年間の和歌浦港乗船客は一八万人を越えるまでになりました。しかし、紀勢西線の和歌山・箕島間が大正13年2月に開通したのを期に大正元年のレベルまで減少しました。

○港湾(防波堤)整備状況

大正元年9月23日に本県を襲った台風は、折からの満潮と重なり県沿岸部に大きな被害をもたらしました。この時の和歌浦海岸防波堤復旧工事費は三十五万一千八百円となり、大正元年9月災害復旧費全体の半分を越え、平成2年度決算額の2割を越える大事業でした。そして、直営で工事を実施した和歌山県内務部土木課においては、工法、施行体制、資材調達等、今後の防波堤工事の模範とするよう記録書まで作成しています。

その後も、年によって差はありますが和歌浦港の修繕費が県下港湾の中で最も額が大きくなっています。とはいえ、和歌浦港も一六〇〇トン級の汽船が接岸できるような岸壁があるわけでなく、港湾設備が整っていた訳ではありません。客の乗船・下船、貨物の積みおろしは、はしで行われ、時間がかかり効率が悪く、天候の悪い時は危険でした。

利用状況の比較 (単位:人/年)

	大正元年	大正9年
和歌浦港の乗船数	73,881	180,644
(南海電車)和歌山市駅の乗車数	426,358	1,165,512

文 書 館 運 営 協 議 会

当館の運営について、幅広く学識経験者から意見をうかがう運営協議会が去る6月29日(木)、きのくに志学館特別会議室に於いて開催しました。

運営協議会の進行は、文書館運営協議会設置要綱に基づいて、安藤会長に議長を務めていただきました。

立花館長の開会の挨拶で始まり、続いて、若松次長から平成11年度業務報告と平成12年度事業計画の報告がありました。終わりに立花館長から提言に対する措置状況「地域資料の所在調査、市町村との連携、調査員の組織化等今後の見通しについて」や「公文書の収集について」の説明がありました。

委員の方から公文書館としての普及啓発事業はどうあるべきか。また、民間所在資料調査事業を今後も継続させ、市町村が積極的に取り組めるよう、さらに充実する方向で検討してはどうかなどの活発な提言が出されました。館員一同、委員の方からの提言を真摯に受け止め、当館の運営に反映できるように努力を重ねて行く所存です。



「公文書館を巡る新しい法制度の枠組み」について(講演会参加記)

5月26日、全国の文書館等が加盟する全国歴史資料保存利用機関連絡協議会近畿部会の総会等が京都府立総合資料館で開催されました。その際に、国立公文書館の幕田兼治氏が同館の業務や運営にかかわるあたらしい枠組みについて講演されました。

国立公文書館の業務等の枠組みは、昨年成立した「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(以下「情報公開法」という)と「国立公文書館法」という二つの法律によって定められました。これらの法令が、当館のような地方文書館に直接適用されるわけではありません。しかし、自治体により設置されている以上、どの文書館等も法律や条例の枠組みの中で業務を行っているのです。今回の講演は文書館等の今後のあり方を考える上で重要な内容でしたので、この場をおかりして講演の要旨を紹介することにします。

情報公開法は、政府にその諸活動を国民に説明する責務があることを明示した画期的な法律です。さらに同法の対象は行政機関の職員が職務のために作成・取得したすべてのものであることも定められています。

本来であれば、同法は国立公文書館等の所蔵資料にも適用されるはずですが。しかし、同館等は目録を作成し公開するなど一般利用の手段を確保することを条件として対象から除外されました。このことは、同館が歴史資料として重要な公文

書等を保存し、利用していただく機関としてあらためて位置づけられたことを意味しているのです。

一方、国立公文書館法には同館の組織や公文書等の保存のために必要な措置等が定められています。この法律で注目されるのは、どのような公文書等を収集・保存するのかという評価選別基準、そしてどのような公文書等を公開するのか(あるいは公開しないのか)という基準の必要性が盛り込まれていることです。

資料の収集や公開は文書館等の根本にかかわる重要な業務です。ですから、これらについて客観的な基準が必要であることは明かです。しかし、文書館等に固たる基準があるわけではありません。というよりも、客観的な基準作りは各館が長年にわたって取り組みながら解決できずにいる難問なのです。

国立公文書館法の規定をいやすためにはこれらの基準を早急にまとめなければなりません。しかし、何にもとづいて基準を作るのかは、はっきりしません。たとえば、同法などに謳われている「歴史資料として重要な」という主観的な価値観にもとづいて客観的な収集基準を作ることができのでしょうか。

国立公文書館で定められた基準は、ひとつの標準として各文書館等に大きな影響を及ぼすことが予想されます。どのような基準となるかとくに注目されます。

講演では、以上のほかにも国立公文書館の独立行政法人化に向けた準備作業についてもくわしい説明があり、参加者は熱心に耳を傾けていました。

### 第六回古文書講座を開講

平成8年度から始まった古文書講座も今年度で第六回目を迎え、7月22日から8月26日までの土曜日、五回にわたって、開講しました。

初級講座は、古文書の初歩的な読み方と知識を習得したい方。中級講座は、古文書の初歩的な読み方や知識を習得している方でさらに深く学びたい方をそれぞれ募集し、初級六九名、中級五八名の受講者がありました。



当館の嘱託研究員遊佐教寛が講師を務め、「御坊村御用留」を読みました。「御坊村」は現在の御坊市です。この「御用留」は、江戸時代の後期文化三年（一八〇六）二月から文久二年（一八六二）七月にかけて紀州藩や幕府などから伝えられた触書や達書を村の庄屋が控えとして

記録したものです。初級講座では「聖護院様御止宿」「蘭八幡宮祭祀差延」、中級講座では「四天王寺再建」「博打御法度」「中仙道宿場類焼」「箱でく相廻り」「免定御下げ」を読みました。

受講者の皆さんからは、当時の庶民の生活が窺い知られ、大変興味深く、楽しみながら読むことができたこと好評でした。

また、各講座の四回目に藤 隆宏文書専門員が「県立文書館の調査の紹介とご協力をお願い」をさせていただきます。（詳細は4頁）

この講座を通して、少しでも多くの方がその時代の文化を吸収する楽しみを得るとともに資料保存の意義をご理解下さり、地域での資料保存にご協力いただければ、幸いです。

受講者の皆さんには猛暑の中、遠方からご出席いただいた方もあり、たいへん熱心にご聴講いただきましたことに対して厚くお礼申し上げます。



### 平成12年度（10月～3月）事業のお知らせ

#### ●民間所在資料調査員研修会

民間所在資料調査実施にあたり古文書を地域で保存することの重要性、民間所在資料保存状況調査の意義について、また情報公開法、公文書公開基準について、研修会を行います。

10月20日（金）

場所 きのくに志学館

二階 講義・研修室

時間 午後一時～

講師 埼玉県立文書館学芸員

新井 浩 文氏

国立公文書館企画連絡係長

幕田 兼治 氏

対象 民間所在資料調査員

市町村担当職員

#### ●歴史講座

今年度も、郷土和歌山の歴史や文化に対する理解と認識を深めるとともに県内各地に所在する貴重な歴史資料を保存することの重要性や必要性について普及啓発を図って行くために講座開催を予定しています。

テーマ「紀州徳川家の歴史と文化を探る」

日程・演題・講師

第一回 10月29日

「紀州徳川家と和歌浦東照宮」

講師 小田 誠 太郎 氏

（県教育委員会文化財課主任 世界遺産登録推進室）

第二回 11月5日

「紀州徳川家と和歌山城」  
講師 水島 大二 氏

（和歌山県立和歌山高等学校教諭）

第三回 11月12日

「将軍家と紀州徳川家」

講師 小山 誉城 氏

（和歌山県立陵雲高等学校教諭）

日曜日3回連続です。

時間 午後1時30分～3時30分

場所 第一回 県立近代美術館

二階 ホール

第二回、第三回 きのくに志学館

二階 講義・研修室

定員 六〇名（先着順）

入場は無料です。

参加申し込みは、10月18日（水）まで

往復はがきに住所・氏名・性別・電話番号を明記の上、左記の所へお申し込みください。

あて先

千六四一—〇〇五一  
和歌山市西高松一丁目七—三八  
きのくに志学館内  
和歌山県立文書館  
TEL〇七三—(四三六) 九五四〇

なお、歴史講座案内の詳細については文書館閲覧室に用意しています。

#### ●和歌山県政史第五巻発刊予定

「和歌山県政史第五巻」は、昭和50年から平成7年までの20年間の県政のあゆみを後世に伝える歴史書です。平成13年度発刊に向けて、只今編さんしているところです。

# 刊行物の紹介



## 和歌山県立文書館紀要第5号

この紀要は、館員が日頃、文書館業務に取り組んできた成果の一端をまとめたものです。

内容は、文書館が抱える公文書保存の命題解決の手がかりを得るため、手続き・機能・効力の視点から公文書の歴史を概観した上で、律令制時代の公文書を取り上げ、詳細に検討した「公文書の歴史と手続き・機能・効力―律令制時代を中心として―」、武蔵坊弁慶についての伝説を出生伝承の地熊野・出雲に残された史料や室町文学に触れながら紹介し、弁慶像が時代の解釈によってどのように変化してきたかを説明した「弁慶の説話的構

造」、そのほか「展示業務の紹介」「文書館における資料くん蒸の諸問題について」を掲載しています。

## 収蔵史料目録四 移管資料目録

- 県史編さん班移管資料
- 龍王神社文書
- 和歌山県史 七
- 県立図書館移管資料

この目録には、県立文書館開館時に県立図書館と県史編さん班から移管を受けた近世〜現代の文書資料約二一六五点をおさめました。この「たより」の三ページに詳しい紹介をのせています。

# 文書館の利用案内

## 利用方法

■目録、閲覧室受付カウンターにあるパソコン等で必要な資料、文書等を検索し、閲覧申請書に記入のうえ受付カウンターに提出してください。文書等利用の受付は、閉館30分前までです。

■閲覧室書棚に配架している行政資料、参考資料は自由に閲覧してください。

■複写を希望される場合は、複写承認申請書に記入のうえ受付カウンターに提出してください。

■筆記用具以外の所持品は、受付カウンター横のロッカーに入れてください。

■複写部数は、著作権法第三十一条により、公表された著作物の一部分（発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあつては、その全部）の複製物について一人につき一部とさせていただきます。文書の複写サービスは閉館30分前までです。

■複写サービスは、有料となっています。

## 開館時間

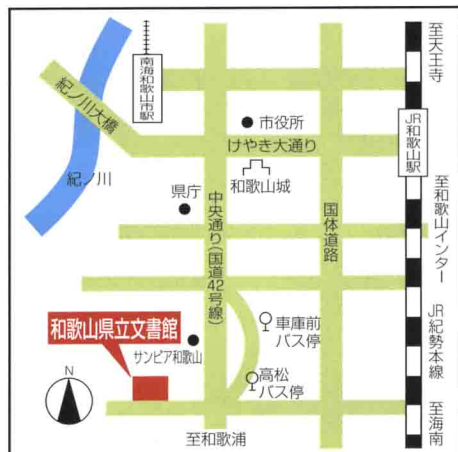
火曜日・金曜日 午前10時～午後6時  
 土曜日・日曜日 午前10時～午後5時  
 5月5日・11月3日 午前10時～午後5時

## 休館日

▼月曜日・国民の祝日（5月5日・11月3日を除く。ただし、その日が月曜にあたるときは、その翌日とする。）

## 交通のごあんない

▼年末年始（12月28日～1月4日）  
 ▼館内整理日（毎月初日・1月5日・月の初日が月曜日ときは翌日も休館）



### 交通機関

- 和歌山バス高松バス停下車徒歩約3分
- JR和歌山駅から約20分
- 南海電鉄和歌山市駅から約20分

和歌山県立文書館だより 第7号  
 平成12年9月30日 発行  
 編集・発行 和歌山県立文書館  
 〒641-1005  
 和歌山市西高松一丁目七三八  
 きのくに志学館内  
 電話 〇七三―四三六―九五四〇  
 FAX 〇七三―四三六―九五四一  
 印刷 中央印刷株式会社